

平成 30 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 テ ラ 株 式 会 社

代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 矢 崎 雄 一 郎

(コード番号： 2191)

問 合 せ 先 代表取締役副社長 COO 遊 佐 精 一

(電話：03-5937-2111)

第三者割当による新株式、行使価額修正条項付第 18 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 13 日開催の当社取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式（以下、「本株式」という。）、行使価額修正条項付第 18 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行（以下、「本第三者割当」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

①新株式

(1) 払込期日	平成 30 年 6 月 29 日
(2) 発行新株数	普通株式 409,900 株
(3) 発行価額	1 株につき 488 円
(4) 資金調達額	200,031,200 円
(5) 資本組入額	1 株につき 244 円
(6) 資本組入額の総額	100,015,600 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全量を E-4B Investments Co., Ltd (以下、「E-4B Investments」という。) に割り当てます。
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出書の効力発生を条件とします。

(注) 末尾に本株式の発行要項を添付しております。

②行使価額修正条項付第 18 回新株予約権

(1) 払込期日	平成 30 年 6 月 29 日
(2) 新株予約権の総数	30,000 個
(3) 発行価額	総額 9,300,000 円 (本新株予約権 1 個につき 310 円)

(4) 当該発行による潜在株式数	3,000,000株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は、318円です。なお、本新株予約権の全部が下限行使価額で行使された場合においても、発行される株式数は3,000,000株です。
(5) 資金調達の額	1,599,300,000円 (内訳) 新株予約権発行分 9,300,000円 新株予約権行使分 1,590,000,000円 すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。別記「行使価額及び行使価額の修正条件」欄により、行使価額が修正された場合には、上記株式の発行価額の総額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 530円 下限行使価額 318円(当初行使価額の60%相当額) 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前週の取引最終日の東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社普通取引の終値(以下「東証終値」といいます。)の92%に相当する価額(小数点第3位まで算出し、小数点第3位を繰り上げた価額)にそれぞれ修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額(318円)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全量をE-4B Investments Co., Ltd(以下、「E-4B Investments」という。)に割り当てます。
(8) 本新株予約権の行使期間	平成30年7月2日から平成32年7月1日までとする。
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

(注) 末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的

(1) 資金調達の主な目的

当社は、平成26年に再生医療等製品※1の研究開発・製造を行うテラファーマ株式会社(以下、「テラファーマ」といいます。)を連結子会社として設立し、当社が積み重ねてきた臨床実績及び研究成果並びに安定的な細胞を培養する技術・ノウハウを強みとして、樹状細胞ワクチン※2の承認取得に向けた取り組みを推進しております。テラファーマは、平成28年12月に公立大学法人 和歌山県立医科大学(以下「和歌山県立医科大学」といいます。)による再生医療等製品に係る医師主導治験(以下、「本治験」といいます。)に試験製品を提供しております。

※1:「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定められた、人又は動物の細胞に培養等の加工を施したものであって、(イ)身体の構造・機能の再建・修復・形成するもの、(ロ)疾病の治療・予防を目的として使用するもの、のいずれかに該当するもの等を指します。

※2:樹状細胞ワクチンとは、免疫細胞の一つである「樹状細胞」の働きを利用したがん免疫療法です。樹

樹状細胞は、体内に入ってきた異物の特徴を攻撃役の細胞に伝える働きをもちます。この樹状細胞にがん細胞が持つ目印を与えることで、攻撃役の細胞ががん細胞を狙い撃ちできるようにするのが、樹状細胞ワクチンのしくみです。

現在、本治験の第Ⅰ相部分（安全性試験）が順調に進捗しております。本治験の解析結果を基に、テラフェーマは本樹状細胞ワクチンTLP0-001について再生医療等製品としての製造販売承認申請を行う予定です。

なお、本治験の詳細は以下のとおりです。

- ①膵臓がんは予後不良且つ難治性のがんで、診断からの5年相対生存率は男性7.9%、女性7.5%です※3、4。
早期発見が困難で、患者の大半は進行手術ができない状態となってから診断されます。直近25年間で発生率、死亡率ともに1.5倍に増加しており、新しい有効な治療法の開発が急務となっております。当社では、過去10年間で10,000症例以上のがん治療提供実績を有しており、中でも膵臓がんが約2,000症例と最も多いことから、治験の対象疾患として膵臓がんを選択致しました。
※3：2016年度の膵臓がんの死亡数は年間約33,000人です。肺がん、大腸がん、胃がんに次いで第4位で、増加傾向にあります。
※4：出展 国立がん研究センター がん情報サービス がん登録・統計 最新がん統計
https://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/stat/summary.html
- ②再生医療等製品の薬事承認の特徴は、革新的な技術を最短で患者へ届けるために条件及び期限付承認制度が用意されていることです。通常の医薬品は、治験を通じて当該医薬品の安全性と有効性が十分に確認された上で承認されることから、承認までに約10年を要します。これに対して、再生医療等製品では、安全性が確認され有効性が推定された時点で条件・期限を付した承認が付与される場合があります。この制度がTLP0-001にも適用されれば、開発期間が短縮され膵臓がんに対する再生医療等製品をより早期に患者へ届けることができます。
- ③医師主導治験は、医療現場での緊急性・必要性の高い医薬品等を医師と企業が協力しながら早期に患者へ届けるという社会的要請に応えるための制度です。製薬企業による企業主導治験と比して、医師の強い熱意が推進力となり、より早期の開発が可能となり得ます。
- ④本治験を実施する和歌山県立医科大学第2外科は、豊富な膵臓がん治療経験を有し、山上裕機教授は日本膵臓学会「膵癌診療ガイドライン」改訂委員会の委員でもあります。同科はがん免疫療法に30年来取り組んでおり、日本で初めて膵臓がんに対するワクチン開発を行った実績をもちます。
- ⑤今後の展開といたしまして、膵臓がん以外の種類のがん種に対しても順次治験を実施していくことを計画しております。

かかる承認取得までに要する資金は約38億円※を予定しており、その一部について平成28年12月13日において当社取締役会にて決議した第17回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）（以下、「前回新株予約権」といいます。）の発行により合計491百万円の資金調達を行いました。当社は平成29年5月26日の当社取締役会の決議により平成29年6月12日時点において残存する前回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに前回新株予約権の全部を消却致しました。

前回新株予約権は、和歌山県立医科大学による、再生医療等製品に係る医師主導治験（以下、「本治験」といいます。）について、連結子会社テラフェーマ株式会社が、治験製品を提供し、本樹状細胞ワクチンについて日本初の膵臓がんに対する再生医療等製品としての承認取得を目指すため、その開発費用の調達を目的として、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社を割当先とし、平成28年12月29日に発行したものです。前回新株予約権を取得及び消却するに至った理由としましては、当初想定していた資金調達額には届いていないものの、現状の新株予約権の権利行使による入金状況と、今後の本治験の開発費用に対する充当状況を鑑みた結果、平成29年

4月から当社株価が下落し、本新株予約権で当社が必要とする調達額の確保が厳しい状況になっていることから、改めて資金調達の検討を行う必要があると判断したためであります。

なお、前回新株予約権による調達額は、発行数30,000個のうち10,000個の行使によって491百万円を調達しておりますが、すでに調達した491百万円のうち、470百万円については、当社の連結子会社であるテラファーマへの投融資資金として、本治験実施のための設備投資に充当しております。また、残額の21百万円につきましては、本治験実施のための研究開発費用に係る費用の一部に充当しております。

さらに、当社は、本樹状細胞ワクチンについて再生医療等製品としての承認取得までに要する資金約38億円の一部として、平成29年6月30日において当社取締役会にて決議したレオス・キャピタルワークス株式会社が運用するひふみ投信マザーファンドを割当先とする第三者割当による新株式の発行を行い975百万円を調達し、本樹状細胞ワクチンについて再生医療等製品としての承認取得までに要する資金約38億円の一部に充当するための資金334百万円を充当しております。

そのため、当社は、本樹状細胞ワクチンについて再生医療等製品としての承認取得までに要する資金約38億円の不足分約23億円について、当社の財務体質の安定と資本の充実を図るため第三者からの出資を受け入れることを軸にして、資金調達方法の検討を行っていたところ、本第三者割当増資の割当予定先であるE-4B Investmentsから、新株式及び新株予約権での引受を行う意向を受けました。当該意向を受けて、当社としましては、財務体質の安定と資本の充実を図るといった当社のニーズに合致するものであったことから、現時点において最適な資金調達方法と判断し、本樹状細胞ワクチンについて再生医療等製品としての承認取得までに要する資金約38億円の一部に充当するための資金を本第三者割当増資によって調達することに致しました。

※：38億円の内訳は、治験実施のための設備投資470百万円及び治験実施のための研究開発に係る費用3,330百万円（人件費638百万円、研究開発費2,237百万円、その他販管費455百万円）となります。

（2）本資金調達方法を選択した理由

今回の資金調達は、割当予定先に対して本株式とともに、本新株予約権を割り当て、本株式の払込、本新株予約権の行使によって当社が資金を調達できる仕組みとなっております。

本株式発行によって、一時に既存株主の希薄化を招くデメリットがありますが、当社が必要とする本樹状細胞ワクチンについて再生医療等製品としての承認取得までに要する資金約38億円の不足分のうち、当面の間、治験実施のための研究開発を進めていくために当社が必要とする資金を迅速かつ確実に調達できるメリットがあり、また、財務体質の安定に加えて、資本の充実を図るといった当社のニーズに合致するものであったことから、本資金調達方法が現時点において最適であると判断致しました。

また、本新株予約権につきましては、行使価額が本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前週の取引最終日の東証終値の92%に相当する価額に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む総数引受契約を締結いたします。割当予定先は、第三者割当契約に従って当社に対して本株式における払込を行いますが、本新株予約権につきましては、本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長40取引日の期間（以下「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断いたします。なお、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、本新株予約権

の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

本スキームは、本株式の発行によってアップフロントな資金が調達でき、当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら、自己資本を増強することが可能となる手法です。当社は、今回の資金調達に際し、以下の「(本スキームの特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定致しました。

(本スキームの特徴)

[メリット]

- ① 当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。
- ② 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前週の取引最終日の当社普通株式の終値の92%に相当する金額に修正されるため、株価変動に応じて機動的な資金調達が可能となります。なお、本新株予約権の下限行使価額は318円に設定されており、行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっています。
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式数は、3,000,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、将来の株価動向によって行使価額が修正された場合であっても、当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。
- ④ 将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又は代替的な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間を除き、いつでも残存する本新株予約権を発行価額と同額で取得することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保されております。
- ⑤ 本株式の発行によってアップフロントな資金調達が可能となります。
- ⑥ 本株式、本新株予約権による調達金額は資本となるため、財務健全性指標が上昇します。

[デメリット]

- ① 本第三者割当は、本株式の発行によって、一定程度の資金の払込がされるものの、本資金調達の主要部分を占める本新株予約権を用いた資金調達の特徴として、本新株予約権の発行時点では本新株予約権の発行価額の総額の資金調達がなされ、その後、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の目的となる割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。
- ② 本スキームは、当社の行使許可のもと、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。
 - (ア) 株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。
 - (イ) 株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。
 - (ウ) 当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、株価が行使価額を超えている場合でも、割当予定先が行使をしない限り資金調達ができない仕組みとなっております。
 - (エ) 一時に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定

を下回る可能性があります。

- ③ 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定であるため、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。
- ④ 本第三者割当は、当社が割当予定先である E-4B Investments のみから資金を調達する方法であり、当社の既存株主を含む不特定多数の投資家から資本調達を募るものではありません。このように既存株主が本件の資金調達に参加することができないため、既存株主は、本株式、本新株予約権の行使により当社普通株式が交付されることによる希薄化の影響を受けることとなります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、第三者割当の方法による新株式の発行に新株予約権の発行を組み合わせた資金調達では、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断致しました。
- ③ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ④ いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、東京証券取引所有価証券上場規程第 304 条第 1 項第 3 号による基準を満たしておらず、実施できない状況にあります。
- ⑤ 社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,799,331,200 円
② 発行諸費用の概算額	112,000,000 円
③ 差引手取概算額	1,687,331,200 円

※1. 上記払込金額の総額は、本株式の発行価額の総額（200,031,200 円）、本新株予約権の発行価額の総額（9,300,000 円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（1,590,000,000 円）を合算した金額であります。なお、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、当初行使価額で算定しております。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、登録免許税等、弁護士費用、本新株予約権の公正価値算定費用、有価証券届出書類等の作成費用、フィナンシャル・アドバイザー費用（GFA Capital 株式会社、住所：東京都港区南青山

2丁目2番15号、代表取締役：高木 良（以下、「GFA Capital」という。）、内訳は株式発行時に10,000,000円を支払い、新株予約権の行使時に行使額の5%を支払う契約であり、全量行使の場合に79,500,000円）等の合計額であります。

4. 払込金額の総額は、本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

(i) 前回の資金調達における資金使途

当社が、連結子会社であるテラファーマへの投融資資金として治験実施のための研究開発に係る費用として、平成28年12月13日にて当社取締役会にて決議した第17回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）及び平成29年6月30日にて当社取締役会にて決議した第三者割当による新株式の発行によって調達した資金をそれぞれ充当しております。

平成28年12月13日にて当社取締役会にて決議した第17回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行に係る同日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況等については、以下のとおりです。

(第17回新株予約権の資金充当状況（平成30年6月13日現在）)

(単位：百万円)

手取金の使途	具体的な内訳	充当予定額	充当額	充当予定時期
連結子会社であるテラファーマへの投融資資金	① 治験実施のための研究開発に係る費用	1,311	21	平成29年1月～平成31年12月
	② 治験実施のための設備投資	470	470	平成29年1月～平成31年12月

(注) 1. 当初の資金使途である「②治験実施のための設備投資」につきましては、当初の支出予定時期である平成29年1月から平成29年6月までに全額の470百万円を充当しております。なお、「①治験実施のための研究開発に係る費用」につきましては、既に21百万円を充当しております。

2. 本新株予約権に関しては、平成29年5月26日の当社取締役会の決議により平成29年6月12日時点において残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権の全部を消却致しました。

平成29年6月30日にて当社取締役会にて決議した第三者割当による新株式の発行に係る同日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況等については、以下のとおりです。

(第三者割当による新株式の発行により資金充当状況（平成30年6月13日現在）)

(単位：百万円)

手取金の使途	具体的な内訳	充当予定額	充当額	充当予定時期
連結子会社であるテラファーマへの投融資資金	治験実施のための研究開発に係る費用	975	334	平成29年7月～平成31年12月

(注) 当初の資金使途である「治験実施のための研究開発に係る費用」に、当初の支出予定時期である平成29年7月から平成29年12月までに229百万円、平成30年1月から平成30年4月までに105百万円を充当しており、残りの641百万円については平成31年12月までに充当すべく当社の預金口座にて管理しております。

(ii) 本資金調達における資金使途

本資金調達で調達する差引手取概算額1,687,331,200円については、連結子会社であるテラファーマへの投融資資金として治験実施のための研究開発に係る費用の一部に充当いたします。本株式、本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりです。

(本株式の発行により調達する資金の具体的な使途)

手取金の使途	具体的な内訳	金額 (百万円)	充当予定時期
連結子会社であるテラファーマへの投融資資金	治験実施のための研究開発に係る費用	200	平成30年7月～平成31年12月

(注) 1. 当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、連結子会社であるテラファーマにおける本治験実施全体に要する研究開発に係る費用の内容としては、治験実施のための研究開発に係る費用3,330百万円(人件費638百万円、研究開発費2,237百万円、その他販管費455百万円)となります。そのうち、治験実施のための研究開発に係る費用については、すでに調達している996百万円のうち未充当分の641百万円に加えて、本株式の発行によって調達する200百万円を充当する予定ですが、本株式の発行によって調達する200百万円は、治験実施のための研究開発に係る短期的な費用に充当する予定です。

2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。

(第18回新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途)

手取金の使途	具体的な内訳	金額 (百万円)	充当予定時期
連結子会社であるテラファーマへの投融資資金	治験実施のための研究開発に係る費用	1,487	平成30年7月～平成31年12月

(注) 1. 当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、連結子会社であるテラファーマにおける本治験実施全体に要する研究開発に係る費用の内容としては、治験実施のための研究開発に係る費用3,330百万円(人件費638百万円、研究開発費2,237百万円、その他販管費455百万円)となります。そのうち、治験実施のための研究開発に係る費用については、すでに調達している996百万円のうち未充当分の641百万円、本株式の発行によって調達する200百万円を加えて、本新株予約権の発行及び行使によって調達する差引手取概算額を充当し、不足額については、時宜に応じて実現可能な方法を選択のうえ資金を調達して充当する予定です。なお、本新株予約権の発行及び行使によって調達する資金については、平成31年12月までに必要とする中期的な治験実施のための研究開発に係る費用(人件費、研究開発費、その販売管理費)に充当する予定です。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で計算した場合には1,590,000,000円となりますが、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存しており、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。この場合には、不足した場合・超過した場合共に、上記表中の資金使途への充当額の見直しを行う予定であり、その内容については適時、適切に開示させていただきます。

3. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。

治験実施のための研究開発に係る費用

本治験実施全体に要する研究開発に係る費用は、連結子会社であるテラファーマが、治験製品を提供し、本樹

状細胞ワクチンについて日本初の膵臓がんに対する再生医療等製品としての承認取得を目指すための開発費用でありますが、本樹状細胞ワクチンについて再生医療等製品としての承認取得までに要する資金約 38 億円が必要になります。

当社は前記のとおり、平成 28 年 12 月 13 日の当社取締役会で決議した第 17 回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行によって調達した 21 百万円、平成 29 年 6 月 30 日の当社取締役会で決議した第三者割当による新株式の発行によって調達した 975 百万円の合計 996 百万円を既に調達しております。そのため、本第三者割当では本治験実施のための研究開発に係る費用の不足分を調達いたします。

本治験実施のための研究開発に係る費用の主な内容は、人件費で 638 百万円、治験製品・製造、臨床等の研究開発費で 2,237 百万円、地代家賃や旅費交通費等のその他販売管理費で 455 百万円となりますが、既に調達している 996 百万円を除いた不足分である 2,334 百万円に対して、本第三者割当で調達する 1,687 百万円を充当する予定であります。

なお、今回の資金調達だけでは本治験実施のための研究開発に係る費用の不足分 2,334 百万円の全額を補えないことから、本第三者割当で調達する 1,687 百万円を除いた不足額 647 百万円については、時宜に応じて実現可能な方法を選択のうえ資金を調達して充当する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達は、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する具体的な資金使途」に記載する使途に充当することにより、テラファーマ株式会社の提供する樹状細胞ワクチンについて、本医師主導治験に基づき膵臓がんに対する再生医療等製品としての承認を取得することを目指します。樹状細胞ワクチンは、膵臓がんに対する効果的な治療法として多数の罹患者に提供される可能性が期待できることから、本資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

①本株式

発行価額に関しましては、テラファーマ株式会社の提供する樹状細胞ワクチンについて、本医師主導治験に基づき膵臓がんに対する再生医療等製品としての承認を取得するための本治験実施のための研究開発費用の確保を迅速に実現することが不可欠であるとの認識のもと、当社の置かれた現状に鑑み、資金調達の確実性及び迅速性を確保しつつ、割当予定先との交渉を経て、本株式に関する取締役会決議日の直前営業日である平成 30 年 6 月 12 日の東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社株式の終値に 0.92 を乗じた金額である 1 株 488 円といたしました。

割当予定先である E-4B Investments からは、当社の事業について一定の理解はいただいているものの、前期に引き続き今期業績も赤字見込みである現状に鑑み、株価下落リスクもあるため、ディスカウント価格で引受けることにより株価下落損失を最小限化したいとの意向が示されました。当社といたしましては、ディスカウント発行を行えば株主間の平等が得られない可能性があることから、割当予定先と交渉を重ねましたが、テラファーマ株式会社の提供する樹状細胞ワクチンについて、本医師主導治験に基づき膵臓がんに対する再生医療等製品としての承認を取得するための本治験実施のための研究開発費用を確実に調達する必要があること、本資金調達における資金使途である連結子会社であるテラファーマへの投融資資金が当社の企業価値向上に資すると見込まれること等を勘案した結果、有利発行とならない範囲でディスカウント発行を行うことといたしました。本株式は、既存株主の皆様にも理解いただくことができるものと考えております。

当該発行価格（488 円）は、本株式の取締役会決議日の直前営業日（以下「直前営業日」という。）である平成 30 年 6 月 12 日の東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社株式の終値 530 円に対しては 7.92% のディスカウント、直前営業日から 1 ヶ月遡った期間の終値の単純平均値 525 円に対しては 7.05% のディスカウ

ント、直前営業日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値 625 円に対しては 21.92%のディスカウント、直前営業日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値 584 円に対しては 16.44%のディスカウントとなります。

当社は、当該発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されたものであり、会社法第 199 条第 3 項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役 3 名全員（うち社外監査役 3 名）から、当該発行価額は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、上記指針に準拠して算定されていることから、特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社ブルータス・コンサルティング、代表取締役社長：野口 真人、住所：東京都千代田区霞が関 3-2-5）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件（当社の資金調達需要が一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合には割当予定先からの行使許可申請に対して当社がこれに応じること、それ以降については本新株予約権が残存する限り当社が当該行動を継続することにより割当予定先の権利行使を促すこと、割当予定先は当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使を実施すること、当社の意思決定による本新株予約権の取得が行われないこと等を含みます。）を設定しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の 310 円としました。本新株予約権の行使価額は当初、平成 30 年 6 月 12 日の東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値とし、その後は各行使請求の効力発生日の前週の取引最終日の東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の 92%に相当する価額にそれぞれ修正することとしました。但し、修正後の価額が下限行使価額（318 円）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断致しました。

なお、監査役 3 名全員（うち社外監査役 3 名）から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資で発行される当社普通株式の数は409,900株（議決権数4,099個）、本新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式の数は3,000,000株（当該株式に係る議決権数は30,000個）、合計3,409,900株（議決権数34,099個）であり、取締役会決議日（平成30年6月13日）における発行済株式数16,999,156株（議決権数169,943個）による希薄化率は20.06%（議決権ベースの希薄化率は20.06%）に相当いたします。しかしながら、本株式の発行によって一時に希薄化が生じるもののアップフロントな資金が調達できるメリットがあること、本新株予約権につきましては、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、割当予定先が本株式と本新株予約権の全部を行使して取得した場合の3,409,900株を行使期間である約2年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約6,959株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高828,199株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名称	E-4B Investments Co., Ltd	
(2)	所在地	Unit Level4(A) , Main Office Tower, Financial Park Labuan, Jalan Merdeka, 87000 Federal Territory of Labuan, Malaysia	
(3)	設立根拠等	ラブアン法に基づき設立されております	
(4)	組成目的	投資業	
(5)	組成日	平成 29 年 5 月 26 日	
(6)	出資の総額	約 1,500,000,000 円	
(7)	出資者・出資比率・ 出資者の概要	主にアジアの富裕層個人・資産管理会社・事業会社	
(8)	業務執行組合員の概要	名称	BBS Trust International Limited
		所在地	Unit Level4(A) , Main Office Tower, Financial Park Labuan, Jalan Merdeka, 87000 Federal Territory of Labuan, Malaysia
		代表者の役職名・氏名	Director Yutaka Ichikawa
		資本金の額	該当なし
		事業内容	主に信託業
		主たる出資者及び その出資比率	該当なし
(9)	国内代理人の概要	該当事項はありません	
(10)	上場会社と当該ファンドとの間の関係		
	上場会社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。	
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。	
	上場会社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。	

- (注) 1. 上記割当予定先の概要は、別途時点を明記していない限り、平成 30 年 6 月 13 日現在の内容です。
2. 財務アドバイザーである GFA Capital を通じて、出資者の中にファンドが存在しないことを確認しております。
3. 業務執行組合員である BBS Trust International Limited は、法人格を有しない、資産管理を目的として設立されたトラストであるため、「資本金の額」及び「主たる出資者及びその出資比率」における該当事項はありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先であるE-4B Investmentsのほか、国内の証券会社に相談し、資金調達方法の説明や提案を受け、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入等の各資金調達方法について、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載の通り検討致しました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに、借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。その結果として、当社の代表取締役 矢崎 雄一郎がかねてから開発資金に充当するためのエクイティ・ファイナンスの相談をGFA Capitalに相談していたところ、現時点では設立間もない企業であります。今後、日本の上場企業の中でも、ライフサイエンスやITテクノロジーをはじめ、先端技術を活用した事業を展開する企業に対し、投資を行う予定であるE-4B Investmentsをご紹介いただき、当社の事業内容や経営環境、当社のニーズをご説明させて頂いたところ、E-4B Investmentsから本株式と本新株予約権を組み合わせた提案を頂きました。

当社としましては、E-4B Investmentsから提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

そのため、当社は、E-4B Investmentsが当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、今回発行を予定している本株式及び新株予約権の行使により交付する株式については、割当予定先が純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであるため、同社を割当予定先として選定致しました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社と割当予定先である E-4B Investments との協議において、割当予定先である E-4B Investments が本第三者割当て取得する本株式及び本新株予約権について、純投資目的であること、また、売却に際しては東京証券取引所の定める譲渡の報告等に関するルールその他の法令諸規則を遵守することを口頭にて確認しております。また、割当日より2年間において、当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を取得する予定であります。

なお、本新株予約権の割当予定先である E-4B Investments と締結する第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

また、本株式及び本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、有価証券届出書の効力発生後、総数引受契約を締結する予定であり、当該総数引受契約において、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに従い、割当予定先による行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日時点における当社上場株式数（取引所が当該払込期日時点で公表している直近の上場株式数をいいます。また、払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。）の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせないことにつき、当該総数引受契約において合意をする予定です。また、割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認すること、並びに、割当予定

先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させることについても当該総数引受契約において合意をする予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、割当予定先である E-4B Investments から払込みに要する財産の存在について、割当予定先が、現金資産を含む保有資産の管理及び運営の業務を委託している機関である RSM インターナショナルに資金を預け入れているため、銀行の残高証明は存在しないと割当予定先のファンドマネージャーから回答があったため、E-4B Investments 名義の資産証明書のコピーを当社の財務アドバイザーである GFA Capital を通じて取得したほか、E-4B Investments のその他の資産及び負債に関する財産状況のヒアリングを割当先のファンドマネージャーに対して行いました結果、本株式及び本新株予約権の発行価額の払込金額を上回る金額を保有している旨の確認をいたしました。なお、現時点における残高からすると本新株予約権の全てを行使できないものの、段階的な行使、本株式の売却により、本新株予約権の行使に必要な資金を確保するということを前提に踏まえ、当社としましても問題ないと判断いたしました。

(5) 割当予定先の実態

割当予定先である E-4B Investments の出資者について、割当予定先のファンドマネージャーに確認を取ることを試みましたが、出資者と割当予定先との守秘義務があることから、確認できませんでした。

しかしながら、出資希望者については、コンプライアンス上の審査（反社会的勢力との関係を含む）を割当予定先及び割当予定先の運営にかかる業務を委託している弁護士法人である Zahir Razak & Co (NO. 831, TINGKAT 8, BLOCK B 2 LEISURE COMMERCE SQUARE 9, JALAN PJS 8/9 46150 PETALING JAYA) にて実施しており、審査結果に問題のない出資希望者のみが出資している旨の説明を受けております。

また、E-4B Investments 並びにその役員及び主な出資者が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下、「暴力団等」といいます。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関であるリアル・レピュテーション・リサーチ株式会社（東京都中央区人形町三丁目 1 番 1 1 号 代表取締役：水田 旭）から受領した報告書にて確認しております。

当該報告書において、割当予定先である E-4B Investments については、反社会的勢力との関係が懸念されるような事項はありませんでしたが、設立後間もないことから、これまでの取引実績や関係先等についての情報が出ることがありませんでした。また、企業調査データベースへの照会も行ったがこれまでの取引実績や関係先等についての情報が出ることはなかった旨報告を別途受けております。

以上から、割当予定先である E-4B Investments 並びにその役員及び主な出資者が反社会勢力とは関係ないものと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(6) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成29年12月31日現在）		
氏名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,938	17.28

矢崎 雄一郎	2,684	15.79
フォレストフィールド2号投資事業有限責任組合	101	0.60
コージンバイオ株式会社	100	0.59
松井証券株式会社	92	0.55
株式会社SBI証券	91	0.54
マネックス証券株式会社	78	0.46
大和証券株式会社	75	0.45
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアーツ ア カウント エスクロウ (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	58	0.35
SMB C日興証券株式会社	56	0.33

(注) 1. 割当前の持株比率は、平成29年12月31日現在の株主名簿をもとに作成しています。

2. 割当予定先であるE-4B Investmentsによれば、本株式の保有目的は純投資であり、取得した当社株式をE-4B Investmentsの投資判断に基づき売却する可能性があるとのことです。したがって、E-4B Investmentsによる当社株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしておりません。

3. 上記の比率は、単位未満の端数の小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本件による当社連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後、業績見通しが判明次第、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が、25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権がすべて行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと。）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3年間の業績

決算期	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
売上高（千円）	1,909,434	1,801,837	957,644
営業利益（千円）	△601,136	△621,517	△245,110
経常利益（千円）	△623,210	△667,159	△261,697
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	△990,662	△918,828	△643,644
1株当たり当期純利益（円）	△71.06	△65.65	78.93
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	103.00	36.83	78.93

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年6月13日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	16,999,156株	100.00%

現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	550,000 株	3.24%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
始値	1,412 円	780 円	569 円
高値	1,877 円	1,034 円	680 円
安値	631 円	498 円	430 円
終値	782 円	566 円	500 円

② 最近6か月間の状況

	平成29年 12月	平成30年 1月	平成30年 2月	平成30年 3月	平成30年 4月	平成30年 5月
始値	528 円	501 円	528 円	608 円	816 円	572 円
高値	531 円	591 円	636 円	870 円	837 円	591 円
安値	475 円	489 円	460 円	582 円	575 円	491 円
終値	500 円	523 円	610 円	824 円	575 円	499 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成30年6月12日
始値	515 円
高値	532 円
安値	511 円
終値	530 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第17回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）

割当日	平成28年12月29日(木)
発行新株予約権数	30,000 個
発行価額	総額 2,490,000 円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,781,490,000 円
割当先	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
募集時における発行済株式数	13,995,156 株
当該募集による潜在株式数	3,000,000 株※ ※行使価額が修正された場合又は下限行使価額においても潜在株式数は 3,000,000 株です。

行使価額	当初行使価額 597 円※ ※行使価額は、第 17 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92% に相当する金額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（当初 359 円とし、発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることはありません。
現時点における行使状況	行使済株式数：1,000,000 株
現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額）	491,125,000 円 （第 17 回新株予約権 30,000 個の内、10,000 個が行使済）
発行時における支出予定時期	治験実施のための研究開発に係る費用：平成 29 年 1 月～平成 31 年 12 月 治験実施のための設備投資：平成 29 年 1 月～平成 30 年 12 月
現時点における充当状況	当初の資金使途である「治験実施のための設備投資」は、470 百万円を充当しております。また、「治験実施のための研究開発に係る費用」につきましては、既に 21 百万円を充当しております。

（注）第 17 回新株予約権に関しては、平成 29 年 5 月 26 日の当社取締役会の決議により平成 29 年 6 月 12 日時点において残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権の全部を消却致しました。

② 第三者割当による新株式の発行

割当日	平成 29 年 7 月 18 日（火）
調達資金の額	982,000,000 円
発行価額	1 株につき 491 円
募集時における発行済株式数	14,995,156 株
当該募集における発行株式数	2,000,000 株
募集後における発行株式数	16,995,156 株
割当先	ひふみ投信マザーファンド
発行時における当初の資金使途	治験実施のための研究開発に係る費用
発行時期における支出予定時期	平成 29 年 7 月～平成 31 年 12 月
現時点における充当状況	当初の資金使途である「治験実施のための研究開発に係る費用」に、当初の支出予定時期である平成 29 年 7 月から平成 29 年 12 月までに 229 百万円、平成 30 年 1 月から平成 30 年 4 月までに 105 百万円を充当しており、残りの 641 百万円については平成 31 年 12 月までに充当すべく充当予定額として当社の預金口座にて管理しております。

11. 発行要項

本株式、本新株予約権の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙「テラ株式会社募集株式の発行要項」、及び「テラ株式会社第 18 回新株予約権付発行要項」をご参照下さい。

テラ株式会社
募集株式の発行要項

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 募集株式の数 | 当社普通株式 409,900 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき 488 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 200,031,200 円 |
| 4. 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 資本金 金 100,015,600 円
資本準備金 金 100,015,600 円 |
| 5. 申込日 | 平成 30 年 6 月 29 日 |
| 6. 払込期日 | 平成 30 年 6 月 29 日 |
| 7. 募集又は割当方法 | 第三者割当による |
| 8. 割当先及び割当株式数 | E-4B Investments Co.,Ltd 409,900 株 |
| 9. 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 市ヶ谷支店 |
| 10. その他 | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。 |

テラ株式会社第18回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

テラ株式会社 第18回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成30年6月29日

3. 割当日

平成30年6月29日

4. 払込期日

平成30年6月29日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をE-4B Investmentsに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を

書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

30,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 310 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初 530 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前週の取引最終日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92%に相当する金額（円位未満を切り捨てた金額）に修正される。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。

(2) 行使価額は 318 円（但し、第 11 項による調整を受ける。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株} \\
 \text{式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処分} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの払} \\
 \text{込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} \\
 + \\
 \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところ

による。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年7月2日から平成32年7月1日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14暦日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり310円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個

当たり 310 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり 310 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 310 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 30 年 6 月 12 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%相当額とした。

20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 市ヶ谷支店

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上